

気候変動に関する国家の責任についての
国際司法裁判所勧告的意見の
法的意義に関する意見

2026 年 7 月 15 日提出

国立環境研究所

社会システム領域 主幹研究員

久保田 泉

目次

第 1	意見の要旨	3
第 2	I C J 勧告的意見の法的性質——「法的拘束力がないこと」の正確な意味.....	4
1	勧告的意見の制度的位置づけ	4
2	勧告的意見は既存の国際法の権威的確認であること	5
3	国際裁判所及び各国裁判所における勧告的意見の取扱い.....	6
4	国連総会決議による承認と国家実行	7
5	被告らの「単なる意見」論に対する所見	8
第 3	慣習国際法の日本法秩序における地位	9
第 4	国際規範の私人間法律関係への間接的作用（間接適用の法理）	10
1	原告らの主張の法的構成の正確な理解——「直接適用」批判は争点を捉えたものでないこと	10
2	民法 709 条の注意義務の内容確定における国際規範の考慮.....	10
3	諸外国の裁判実行——国際規範を私人間の注意義務に反映させる手法.....	14
4	環境上の利益の要保護性の国際的承認と日本法秩序の制度的特徴.....	16
5	時間的切迫性の法的意義と司法的救済の位置づけ	17
第 5	erga omnes（対世的）義務の意義	20
第 6	I C J 勧告的意見における私人の行為の位置づけ（パラグラフ 427・428）	21
第 7	企業の行為準則としての国連ビジネスと人権指導原則等	22
第 8	被告 J E R A による解説記事（甲 A 31）の引用について	24
第 9	神戸地裁令和 5 年判決・大阪高裁令和 7 年判決の援用について	24
第 10	結論	26
	意見作成者	27

第1 意見の要旨

本意見書の結論は、以下のとおりである。

- (1) 国際司法裁判所（以下、I C J）の勧告的意見は、判決のような法的拘束力を有しないが、「法的拘束力を有しない」と「法的意義を有しない」とは、明確に区別されるべき別個の問題である。気候変動に関する国家の義務についてのI C J 勧告的意見（以下、I C J 勧告的意見）は、新たな義務を創設したものではなく、条約及び慣習国際法上既に存在する義務の内容——気候系等の保護に関する国家の義務が一般国際法上存在すること等——を、国連の主要な司法機関（国連憲章92条）であり、国際法全般に管轄を有する唯一の常設国際裁判所であるI C J が、15名の裁判官全員一致で確認したものである。したがって、被告らのいわゆる「単なる意見」論（後述第2・5）は、I C J の勧告的意見の法的性質に関する国際法学の確立した理解と整合しない。
- (2) I C J 勧告的意見が確認した義務の相当部分は慣習国際法上の義務であり、慣習国際法は、確立した判例・学説上、日本国憲法98条2項を通じて国内的効力を有する日本法秩序の一部である。したがって、I C J 勧告的意見で述べられた内容はそのまま日本法に基づく法律関係に通用するものでないとする被告神戸製鋼所の主張は、日本法秩序と国際法の関係についての確立した理解と整合しない。
- (3) 原告らの主張の法的構成は、I C J 勧告的意見が被告ら私企業を「直接」拘束すると主張するものとは解されない。国際規範が国内私法上の一般条項（民法709条の注意義務・違法性、同90条の公序良俗等）の解釈を通じて私人間の法律関係に間接的に作用するという法理（いわゆる間接適用・間接的水平効果）は、日本を含む主要法域において広く承認された解釈手法であり、オランダ・シュル事件控訴審判決（2024年）をはじめとする諸外国の裁判実行とも整合する。被告らの反論は、原告らが主張していない「直接適用」を批判するものであって、争点を捉えたものではない。
- (4) I C J が気候系等の保護に関する義務に *erga omnes*（対世的）性質を認めたことの法的意義は、当該義務が保護する利益が国際社会全体の共通利益であり、その規範的重みが最高度のものであることの確認にある。この点は、国内裁判所が民法709条の注意義務の内容及び被侵害利益の要保護性を判断するに際し、考慮されるべき要素である。
- (5) I C J 勧告的意見は、私人の行為を国際法の射程外に置いたものではない。むしろ同意見は、化石燃料の生産・消費・探査許可・補助金交付を含む活動を義務の

対象範囲に明示的に含め（パラグラフ 4 2 7）、国家が管轄下の私的主体の排出を制限するための規制的・立法的措置を怠ることが国際違法行為を構成し得ること（パラグラフ 4 2 8）を明確にした。すなわち、大規模排出事業者による化石燃料の生産・消費に伴う排出は、国際法が国家に規制を要求する活動類型に含まれるものであり、かかる規制準則は、国内法上の注意義務の内容を確定する際の重要な参照基準となる。

- (6) I C J 勧告的意見は、国際海洋法裁判所（I T L O S）気候変動勧告的意見（2024年5月21日、事件番号31）及び米州人権裁判所勧告的意見O C - 3 2 / 2 5（2025年5月29日付、同年7月3日公表）と、義務の内容、注意義務の水準が厳格であること（stringent due diligence）及び1.5℃目標の位置づけにおいて軌を一にしており、三つの国際裁判所の勧告的意見によって示された法認識は、現行国際法の内容に関する解釈の不確実性を大幅に減少させている。現に、I C J 勧告的意見を解釈の指針として明示的に援用し、国家の義務の内容を確定する諸国の国内裁判例も現れている（後述第2・3）。

第2 I C J 勧告的意見の法的性質——「法的拘束力がないこと」の正確な意味

1 勧告的意見の制度的位置づけ

I C J の勧告的意見は、国連憲章96条及びI C J 規程65条に基づき、国連総会等の要請に応じて法律問題について与えられる意見である。国連憲章及びI C J 規程は、判決については、当事国の遵守義務（憲章94条1項）及び当事者間における拘束力（規程59条）を明文で規定する一方、勧告的意見（憲章96条、規程65条ないし68条）についてはその効力に関する規定を置いていない。すなわち、勧告的意見に「法的拘束力がない」と積極的に規定した条文は存在しない。勧告的意見が判決のような法的拘束力を有しないとされるのは、かかる明文規定の不存在に加え、勧告手続には当事者及び紛争が存在せず、既判力（res judicata）が観念できないという手続構造に由来する解釈上の帰結であり、I C J 自身も平和条約解釈事件勧告的意見（第一段階、1950年3月30日、I.C.J. Reports 1950, p. 65）においてこれを確認している。なお、条約が勧告的意見に決定的（decisive）効力を付与することは可能であり（国際連合の特権及び免除に関する条約（1946年）8条30項、これに基づくクマラスワミ事件勧告的意見（1999年）参照。同意見パラグラフ25は、かかる特別の効果が、裁判所の機能を規律する憲章及び規程の外にある別個の合意に由来することを明示する）、法的拘束力の不存在は勧告的意見の本質的属性ではない。

以上の構造から明らかなとおり、「法的拘束力の不存在」は、勧告的意見における法の判断の内容的価値を減殺する趣旨の評価ではなく、勧告的意見手続には履行を強制すべき当事者が存在しないことの構造上の反射にすぎない。したがって、そこから導かれる帰結は、勧告的意見という判断形式が新たな義務を創設したり、特定の名宛人に履行を命じたりするものではない、ということに尽きる。勧告的意見の中で確認された法（既存の条約義務及び慣習国際法）は、勧告的意見の存在とは独立に、それ自体の効力根拠に基づいて関係主体を拘束し続けており、勧告的意見に法的拘束力がないからといって、その中で確認された既存の法までもが拘束力を失うわけではないことは、論理的に自明である。また、勧告的意見における司法的判断が判決と同一の厳密さをもってなされることは、後述3のとおり国際裁判実務においても確認されている。

2 勧告的意見は既存の国際法の権威的確認であること

I C J 勧告的意見は、本勧告的意見が新たな法を定立するものではなく、既存の国際法（気候変動枠組条約、パリ協定、国連海洋法条約、慣習国際法上の重大な越境損害防止義務及び環境保護に関する注意義務、国際人権法等）の内容を確認・明確化するものであることを繰り返し述べている。すなわち、同意見が示した国家の義務は、勧告的意見によって「創設」されたのではなく、勧告的意見以前から存在していた法の内容が、国連の主要な司法機関である I C J により、しかも 15 名の裁判官全員一致で確認されたものである。

国際法学において、裁判上の判決は、I C J 規程 38 条 1 項(d)により「法則決定の補助手段」と位置づけられ、とりわけ I C J の判断は、慣習国際法の存在及び内容の認定に当たり特に重視されてきた。そして、かかる補助手段としての機能において、判決と勧告的意見とを区別する理由はない。勧告的意見における法の判断は、判決と同一の司法的厳密さをもってなされるものであり（後述3）、実際に、核兵器の威嚇又は使用の合法性に関する勧告的意見（1996年）パラグラフ29が確認した、国家がその管轄・管理下の活動につき他国及び国家管轄権の及ばない区域の環境を尊重することを確保すべき一般的義務が環境に関する国際法の法体系の一部を成すとの判断は、その後、ガブチコボ・ナジュマロシュ計画事件（1997年。判決パラグラフ53）及びパルプ工場事件（2010年。判決パラグラフ101）の各判決において、現に妥当する国際法の内容を示すものとして援用された。また、ジェノサイド条約に対する留保勧告的意見（1951年）が示した留保の許容性に関する法理は、後に条約法に関するウィーン条約（1969年）19条以下の留保制度、とりわけ同条(c)の両立性基準として法典化されるに至っている。勧告的意見が、判決と同様に権威的なものとして扱われ、その時点における国際法の確認として、また時にはその後の法典化の基礎として機能してきたことは、これらの実例の示すとおりである。国際法委員会（I L

C)「慣習国際法の同定に関する結論」(2018年、国連総会決議73/203により留意)の結論13は、その本文において、慣習国際法の規則の存在及び内容の決定の補助手段となる裁判所の判断として「特に国際司法裁判所のもの(in particular of the International Court of Justice)」とICJのみを名指ししており、結論13がICJを明示的に名指しすることについて、そのコメンタリーは、ICJが国連の主要な司法機関であり、その規程が国連憲章の不可分の一体を成し(国連憲章92条)、その裁判官が国連総会及び安全保障理事会により選出されることに触れたうえで、この明示的言及が、ICJの判例の意義と、国際法全般に管轄を有する唯一の常設国際裁判所としての特別の地位の承認によるものであると説明している(A/73/10、結論13コメンタリー(4))。国連の全加盟国が当然にICJ規程の当事国となること(国連憲章93条1項)も、かかる位置づけを裏づける制度的事実である。そして、ILCの上記結論においても、補助手段となる裁判所の判断につき、判決と勧告的意見の間に差異は設けられておらず、そのコメンタリーは、結論13にいう「判断(decisions)」が判決及び勧告的意見を含むことを明記している(同コメンタリー(5))。

3 国際裁判所及び各国裁判所における勧告的意見の取扱い

勧告的意見が「法的拘束力はないが権威的な法の確認」として機能してきたことは、国際裁判所自身の実行によって裏付けられる。ITLOS特別裁判部は、モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件(事件番号28)先決的抗弁判決(2021年1月28日)パラグラフ202ないし205において、ICJのチャゴス勧告的意見(2019年)に関し、勧告的意見の拘束力の有無(binding character)とその権威的性質(authoritative nature)とは区別されるべきであるとしたうえで(パラグラフ203)、勧告的意見においてなされる司法的判断(judicial determinations)は、国連の主要な司法機関により判決におけるのと同じの厳密さと精査をもってなされるものである以上、その重みと権威において判決における判断に劣るものではない旨を明示的に判示した(パラグラフ205)。すなわち、国際裁判実務においては、「法的拘束力の不存在」と「法的効果・権威の存在」が両立することが、既に司法判断のレベルで確認されているのである。

また、ナミビア勧告的意見(1971年)、チャゴス勧告的意見(2019年)等の重要な勧告的意見は、その後の国家実行、国連諸機関の決議、諸国の裁判所の判決及び学説において、当該法分野における法の権威的表明として一貫して参照されてきた。例えば、チャゴス勧告的意見の判断は、国連総会決議73/295による承認、前述のITLOS特別裁判部判決における権威的判断としての取扱い、及び英国とモーリシャスとの間のチャゴス諸島の主権の移転に関する条約の締結(2025年署名)に至る国家実行によって受容されている。今回のICJ勧告的意見についても、公表から間もない時期から、諸国の国内裁判手

続において勧告的意見公表時点の国際法の内容を示すものとして援用される実行が始まっている。とりわけ、ハーグ地方裁判所 2026 年 1 月 28 日判決（グリーンピース・オランダ及びボネール島住民ら対オランダ国〔ボネール島気候訴訟〕、ECLI:NL:RBDHA:2026:1344〔英語訳：ECLI:NL:RBDHA:2026:1347〕）は、I C J 勧告的意見を権威的な解釈の指針として明示的に援用し（同判決パラグラフ 5. 26 参照）、国家の緩和・適応義務が相当の注意に基づく行為義務と一定の結果義務の双方を含むこと、及び、単に形式として気候変動に関する政策を採用するだけでは義務の履行として足りず、要求される目標を現に達成し得る実効的な措置を講じることが求められることを明確化する基準として用いるとともに、米州人権裁判所勧告的意見をも参照して、オランダ国に対し、温室効果ガス排出削減目標の法律への組み込み及びボネール島の包括的な気候適応計画の策定・実施を命じた。また同判決は、いわゆる Urgenda 判決（後述第 4・3）及び KlimaSeniorinnen 判決を参照しつつ、国際的な気候レジームにおいては各国が他の主体の行動如何にかかわらず自らの責任を負うことを再確認し、さらに、国内における行政権限の配分を理由として人権保護義務を免れることはできず、国は気候変動対策の全体について最終的な責任（ultimate responsibility）を負うと判示している。同判決に対しては、2026 年 4 月にオランダ政府が控訴する方針を表明し、控訴審に係属中である。もともと、同判決には仮執行宣言が付されており、控訴にかかわらずその効力は維持され、オランダ政府自身も、控訴の表明と同時に、判決に沿って気候政策の強化を進める旨を公表している。したがって、控訴審係属の事実は、同判決が、I C J 勧告的意見が国内裁判所において現に妥当する国際法の内容を確定するための権威的な参照基準として機能し始めていることを示す事例であるとの評価を左右するものではない。

4 国連総会決議による承認と国家実行

本勧告的意見の要請決議（A/RES/77/276、2023 年 3 月 29 日）は、日本を含む 132 か国の共同提案によりコンセンサス（無投票）で採択されたものであり、同手続には、91 件の書面陳述が提出され、96 か国及び 11 の国際機関が口頭陳述を行っており、これは I C J 及びその前身である常設国際司法裁判所の歴史を通じて最多の参加である。日本国政府も、書面陳述の提出及び口頭陳述への参加を通じてこの手続に関与した。そして、勧告的意見の公表後の 2026 年 5 月 20 日、国連総会は、同意見を歓迎する決議（決議案 A/80/L. 65）を、日本を含む 141 か国の賛成（反対 8、棄権 28）により採択した。同決議は、I C J 勧告的意見を既存の国際法の明確化に対する権威ある貢献と位置づけ、すべての国連加盟国に対し、同意見において特定された国際法上の義務の遵守を要請するものである。同決議の圧倒的多数による採択は、国際社会が本勧告的意見を現行国際法の権威的確認として受け止めていることを示す国家実行である。とりわけ、日本国政府は、

同決議の採択に際する投票理由説明（E O V）において、I C J の勧告的意見が「国際法の規則及び諸原則の明確化に資するものであり、法の支配の強化に貢献する」（serves to clarify the rules and principles of international law and contributes to the strengthening of the rule of law. 同説明の原文は英語であり、日本語訳は作成者による。）こと、並びに日本が I C J の活動を最も重視し本勧告的意見の手續に積極的に参加してきたことを、賛成票を投じた理由として明示的に述べている（国際連合日本政府代表部「『気候変動に係る国家の義務に関する国際司法裁判所勧告的意見』に関する国連総会決議採択に際する前田書記官による投票理由説明（E O V）」（2026年5月20日）〈https://www.un.emb-japan.go.jp/itpr_ja/maeda060426.html〉〔同代表部ウェブサイトの掲載日付は令和8年6月4日〕）。すなわち、日本国政府自身が、本勧告的意見の機能を既存の国際法の明確化として公式に性格づけているのであり、これは本項までに述べた勧告的意見の法的性質の理解——新たな義務の創設ではなく、既存の法の権威的確認——と一致するものである。なお、同投票理由説明は、勧告的意見がそれ自体としては法的拘束力を有しないことを指摘するとともに、決議の一部の文言が勧告的意見の内容を正確に反映していないことへの懸念を表明している。しかし、前者は前述1で述べた勧告的意見の法的性質の正確な確認にほかならず、後者は、決議文言が勧告的意見の判断（同説明はパラグラフ150及び226を具体的に摘示する。）を正確に反映すべきことを求めるものである。いずれの点も、本勧告的意見が既存の国際法の権威的確認であるとの理解を揺るがすものではない。

5 被告らの「単なる意見」論に対する所見

以上によれば、被告神戸製鋼所が「I C J の『意見』に過ぎない」（同準備書面(5)第3・2）とし、被告 J E R A が「いかなる主体のいかなる法的義務を発生させる根拠にもなり得ない」（同準備書面(4)第2・2(1)）とする評価は、いずれも「法的拘束力の不存在」から「法的意義の不存在」を導く点で、区別されるべき別個の問題を混同したものである。正確には、①勧告的意見それ自体は義務を創設しない（この限りで被告らは正しい）、しかし、②勧告的意見が確認した条約上及び慣習国際法上の義務は既存の法として日本を拘束しており、③その内容に関する I C J の判断は、前述2及び3で述べた制度的地位と司法的厳密性のゆえに、当該法の解釈として高度の権威を有する（I C J がその設立から本勧告的意見までの約80年間に公表した29件の勧告的意見のうち、裁判官全員一致によるものは本件を含め5件にとどまることも、その重みを一層加える事情である。）、と整理されるべきである。国際法の見地からみれば、検討されるべき問題は、上記②③の既存の法及びその権威的解釈が、日本の民事法秩序における注意義務の内容確定との関係でいかなる意義を有するかという点であって（後述第4）、勧告的意見の法的拘束力の有無そのものではない。

第3 慣習国際法の日本法秩序における地位

被告神戸製鋼所は、「I C J 勧告的意見で述べられた内容は、そのまま日本法に基づく法律関係に通用するものでない」と主張する（同準備書面(5)第3・3）。しかし、この主張は、慣習国際法と日本法秩序の関係に関する確立した理解と整合しない。

日本国憲法98条2項は「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と定める。同項の下で、確立された国際法規すなわち慣習国際法は、特段の国内立法措置（変型）を要することなく国内的効力を有すると解するのが通説である。裁判実務においても、たとえば、最高裁平成18年7月21日判決（民集60巻6号2542頁）は、外国国家の民事裁判権免除に関し、いわゆる絶対免除主義から制限免除主義への慣習国際法の変化を自ら認定したうえ、これを裁判の基準として適用しており、慣習国際法が日本の裁判所において法として認定・適用されることは、現に確立した実務である。すなわち、慣習国際法は日本法秩序の一部であり、「国際法だから日本法に基づく法律関係に通用しない」という二分論は、日本の法秩序の下では成り立たない。

I C J 勧告的意見が確認した義務のうち、重大な（越境）環境損害の防止義務及びそれに伴う相当の注意（*due diligence*）義務は、コルフ海峡事件判決（1949年）、核兵器勧告的意見（1996年）及びパルプ工場事件判決（2010年）等を通じて確立してきた慣習国際法である。I C J 勧告的意見は、この慣習法上の防止義務が人為的温室効果ガス排出による気候系への重大な損害に適用されること、及びその際に要求される注意義務の水準が厳格（*stringent*）なものであることを確認した（パラグラフ138及び273）。したがって、当該義務は、憲法98条2項を介して日本の国内法秩序内に既に存在する規範であり、国内裁判所がその解釈・適用に際してI C J の権威的確認を参照することは、法秩序の統一的理解の見地からむしろ当然に要請される。

なお、国際法規範が国内的効力を有すること（国内法秩序の一部を成すこと）と、当該規範がそれ自体として国内裁判所の裁判規範となり得ること（直接適用可能性）とは、講学上区別され、後者は規範内容の明確性・完全性等に応じて個別に判断される。もっとも、後述第4で述べるとおり、原告らの主張の法的構成は、慣習国際法上の義務それ自体を請求の直接の根拠とするものではなく、民法709条の解釈における考慮要素とするものであるから、その成否にとって必要なのは国内的効力の存在であって、直接適用可能性の有無はこれを左右しない。同様に、慣習国際法の名宛人が第一次的には国家であることも、当該規範が私人間の法律関係の解釈に対して無関係であることを意味しない。これらの点は次項で詳述する。

第4 国際規範の私人間法律関係への間接的作用（間接適用の法理）

1 原告らの主張の法的構成の正確な理解——「直接適用」批判は争点を捉えたものでないこと

被告らの反論の中核は、「I C J 勧告的意見は国家の義務を述べたものであり、私人たる被告らを直接拘束しない」という点にある（被告神戸製鋼所準備書面(5)第3・2、第4・1、被告J E R A 準備書面(4)第2・2(2)）。しかし、作成者の理解する限り、原告らの主張の法的構成は、I C J 勧告的意見ないし国際法が被告らに国際法上の義務を「直接」課するというものではなく、民法709条の注意義務及び違法性の解釈という日本法上の枠組みの中で、国際法上確認された規範内容を考慮要素として取り込む、というものである（訴状第6・3「国際公序に基づく大規模排出企業の排出削減が法的義務であること」、原告ら第8準備書面第4・1(1)「水平効果から、民法709条の解釈に取り込まれる」）。

この構成は、国際規範ないし憲法上の価値が私法上の一般条項（公序良俗、信義則、不法行為の違法性・注意義務等）の解釈を通じて私人間関係に作用するという、いわゆる間接適用（間接的水平効果）の法理であり、日本の判例法理（最大判昭和48年12月12日民集27巻11号1536頁〔三菱樹脂事件〕以来の枠組み）とも整合する、確立した解釈手法である。したがって、「直接拘束しない」ことを論証する被告らの主張は、原告らが採用していない法律構成を批判するものであって、本件の争点——国際法上確認された規範内容が、民法709条の注意義務の内容確定に際して考慮されるべきか、されるとしてどの程度か——に対する応答となっていない。

2 民法709条の注意義務の内容確定における国際規範の考慮

不法行為法上の注意義務ないし違法性の判断が、法令のみによってなされるものではなく、行為当時の科学的知見等を踏まえて規範的に行われること、また、行政上の基準の遵守が直ちに注意義務を尽くしたことを意味するものではないことは、公害・環境訴訟をはじめとする判例の蓄積が示すところである（行為当時の最高の知見に基づく調査・予見義務につき、熊本地裁昭和48年3月20日判決〔熊本水俣病第一次訴訟〕判例時報696号15頁参照）。そして、注意義務の内容が社会通念に照らして規範的に確定されるものである以上、この判断枠組みは、考慮され得る知見や行為準則の範囲を、国内的な淵源を持つものにあらかじめ限定するものではない。国際的な淵源を持つ規範や準則がこの枠組みの中で現に考慮され得ることは、後述3の裁判実行、及び後述第7で述べる国連ビジネスと人権指導原則の国内における受け入れの示すとおりである。予見可能性及び結果回避義務の内容は、行為

者の属性（本件では、日本を代表する大規模排出事業者であること）、被侵害利益の性質・重大性（生命・身体・健康）、及び当該時点で利用可能な最良の科学的知見に照らして確定される。

この判断枠組みにおいて、I C J 勧告的意見は少なくとも次の四点で直接に関連する。第一に、同意見は、I P C C の諸報告書が気候変動の原因・性質・影響に関する「利用可能な最良の科学」を構成することを前提に、主としてこれに依拠する旨を明らかにした上、国家の注意義務の履行が利用可能な最良の科学及び予防的アプローチに即してなされるべきことを確認した（パラグラフ 7 4、1 3 6 及び 2 5 4 参照）。すなわち、I P C C の科学的知見は、それ自体が規範であるわけではないが、注意義務の内容を確定する際に依拠すべき基準として法的意義を認められたのであり、気候変動に関する予見可能性を基礎づける知見としての地位が I C J によって確認されたものといえる。この点に関し、近時の論考には、I P C C により気候変動の人為的原因が「疑いを容れない」とされている今日、気候変動はもはや科学的不確実性を前提とする予防原則の局面ではなく、確実に予見される損害の未然防止の局面の問題であると指摘するものがある（大塚直「新たな環境リスク問題と民事法による対応——気候訴訟と環境デュー・ディリジェンス」早稲田法学 9 9 巻 3 号（2 0 2 4 年）1 7 7 頁以下、1 8 8 頁）。第二に、1．5℃目標の法的地位である。前提として、パリ協定は、日本が締結し国会の承認を経て公布された条約であり、憲法 9 8 条 2 項の下で国内的効力を有する日本法秩序の一部である（前述第 3 参照）。同協定 2 条 1 項(a)は、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏 2 度高い水準を十分に下回るものに抑えること、及び摂氏 1．5 度高い水準までのものに制限するための努力を継続することを、同協定の目的として定めている。I C J 勧告的意見は、同項の解釈として、1．5℃が締約国の合意した主たる気温目標（primary temperature goal）であることを示した（パラグラフ 2 2 4）。あわせて同意見は、締約国が設定し 5 年ごとに提出する排出削減目標（国が決定する貢献。NDC）について、各締約国が完全に自由に設定し得るものではなく、1．5℃目標の達成への十分な貢献を可能にするものでなければならないという質的要件が存在することを明確化した（パラグラフ 2 4 5 及び 2 4 9 参照）。したがって、1．5℃という到達水準は、単に国際的に望ましい目標であるにとどまらず、日本を拘束する条約上の目標の権威的解釈として、排出削減の到達水準に関する規範的基準点を構成する。もとより、同協定の義務の名宛人は締約国たる日本であって、同協定が被告らに削減義務を直接課するものではない（前述 1 で述べた原告らの構成の理解も、この点を前提とする。）。しかし、締約国たる日本の法秩序の中で事業を行い、国内の排出量の相当部分を占める大規模排出事業者にとって、自国が条約上追求すべき目標の水準は、その事業活動に社会通念上要求される行為水準を確定する際の、無視し得ない規範的前提である。第三に、同意見は、要求される注意義

務の水準が「厳格」であることを明示し、その理由を、気候変動の脅威の深刻さ、及び、温暖化の進行の一増分ごとにリスクと悪影響が増大することを利用可能な最良の科学が示していることに求めた（パラグラフ 138、246 及び 254 参照）。リスクの重大性に応じて注意義務の水準が加重されるというこの規範構造は、被侵害利益の重大性等に応じて結果回避義務の程度を判断するわが国の不法行為法の判断構造とも親和的である。これらは、被告らのような大規模排出事業者对社会通念上要求される行為水準を裁判所が確定する際の、客観的かつ権威的な参照基準を提供するものである。第四に、同意見の判断の基底には、気候変動問題の構造的特質に関する認識がある。すなわち、①排出された温室効果ガスが大気中に累積することによって気温上昇とその影響が生じるという、累積的な因果構造（科学的認定につきパラグラフ 79 及び 80、その法的評価につきパラグラフ 137、276 及び 277 参照）、②影響の多くが不可逆的であり、重大又は不可逆的な損害のおそれがある場合には予防的アプローチが妥当すること（不可逆性につきパラグラフ 156、予防的アプローチにつきパラグラフ 136、158 及び 180 参照）、並びに③現在世代は尊厳ある生存条件を保全し将来世代に引き継ぐ任務を負う人類の受託者であるとの理解に立つ世代間衡平の原則が、関連する規則の解釈の指針となること（パラグラフ 155 ないし 157。なお同意見は、世代間衡平がそれ自体として独立の義務を確立するものではなく、適用される条約等の課する義務の枠内でその解釈を導くものであることも明確にしている（パラグラフ 157、178 及び 182）。）、である。これらの構造的特質は、民法 709 条の判断枠組みにおいても無関係ではない。累積的因果構造は、個々の排出源の寄与を全体の因果連関から切断して評価することの適否に関わり、不可逆性は、被侵害利益の重大性及び回復不可能性に照らした結果回避義務の程度に関わり、世代間衡平は、若年者である原告らが主張する被侵害利益の時間的射程の評価に関わる考慮だからである。この最後の点、すなわち世代間の負担配分の構造を法的判断の枠組みに翻訳した国外の先例として、ドイツ連邦憲法裁判所のノイバウアー決定（第一法廷 2021 年 3 月 24 日決定、1 BvR 2656/18 ほか、BVerfGE 157,30）がある。同決定は、現時点における排出削減の先送りが、限られたカーボンバジェット（気温上昇を一定の水準に抑える上で許容される温室効果ガスの累積排出量の上限）の現在世代による費消を通じて、若年世代が将来、残されたより短い期間により大幅な削減を強いられるという形での負担の転嫁をもたらし、その将来における自由の行使をほぼ全面的に制約し得るという構造を捉え、基本権の保障は時間軸に沿った削減負担の比例的な配分を要請するとして、立法者に将来の削減経路の具体化を命じた。すなわち同決定は、将来世代の負担を新たな権利として構成したのではなく、負担転嫁の構造そのものが若年者の将来の自由に対する現在の介入に類する効果を持つと構成したのであり、若年者を原告とする本件において、被侵害利益の時間的射程を考慮することの法的な可能性を示すものである。そして、この負担転嫁の構成は、一国内の判例にとどまらない。韓国憲法裁判所 20

24年8月29日決定（2020憲マ389等（併合））は、炭素中立・グリーン成長基本法8条1項が2031年から2049年までの削減目標につき何らの定量的水準も定めていないことについて、気候危機の危険状況に対応する保護措置としての最小限の性格を欠き、将来世代に過重な負担を転嫁するものであるとして、裁判官全員一致で憲法不合致（違憲性を認定しつつ、法的空白を避けるため改正期限までの間当該規定の効力を暫定的に維持する決定形式）と判断し、国会に対し2026年2月28日を期限として法改正を命じた。同決定は、将来世代が気候変動の影響により大きく曝されるにもかかわらず現在の民主的政治過程への参加が制約されていることを、中長期の削減目標について立法者が具体的な義務と責任を果たすべきことの根拠として明示的に挙げており、負担転嫁の構成が東アジアの憲法裁判においても採用されたことを示すものである。欧州人権裁判所大法廷のKlimaSeniorinnen 判決（後述3(3)）は、「世代間の負担共有（intergenerational burden-sharing）」の概念の下（同判決パラグラフ420）、将来世代に不相応な負担が課されることを避けるための中間削減目標の設定を締約国の緩和義務の一環と位置づけ（同パラグラフ549）、まさにその設定が適切になされていなかったことを欧州人権条約8条違反の根拠とした（同パラグラフ558ないし574）。また、同判決は、気候変動の深刻な悪影響からの効果的な保護を、生命・健康にとどまらずウェルビーイング（well-being）及び生活の質に及ぶものとして欧州人権条約8条の保護範囲に位置づけており、気候変動が若年者の精神的健康や生活の質に及ぼす影響は、新たな権利の創設を要せず、既存の権利の保護範囲の問題として国際人権判例上把握され得ることを示している。さらに、日本が締約国である児童の権利に関する条約についても、児童の権利委員会の一般的意見26（2023年）が、国家は、予防原則に十分な考慮を払いつつ、合理的に予見可能な環境損害及びそれによる権利侵害から児童の権利を保護するための適当な防止措置をとる相当の注意義務を負うことを明らかにしている（CRC/C/GC/26、パラグラフ69）。一般的意見それ自体に法的拘束力はないが、日本を拘束する条約の実施機関による権威的解釈として、若年者の保護に関する規範的環境を構成する。以上のような展開について、近時の論考には、世代間の衡平を基礎とする将来世代の利益保護が、温室効果ガス削減計画の中間目標の設定や予見可能な損害の防止のための適切な措置といった具体的内容へと昇華し、人権条約上の義務に組み込まれつつあると総括するものがある（阿部紀恵「将来世代の利益保護をめぐる発想の国際法による具体化」国際法外交雑誌125巻1号（2026年）28頁以下、55頁）。なお、この被侵害利益の時間的射程は、抽象的な観念ではなく、科学的知見によって出生世代ごとに具体化されている。IPCC第6次評価報告書統合報告書の図SPM. 1(c)（下記図1）は、1950年、1980年及び2020年に生まれた各世代がその生涯において経験する気温上昇の水準を、将来の排出シナリオ別に対比して示すものであり、同図中には、現在及び将来の世代がどの程度より高温で異なる世界を経験することになるかは、現在及び近い将

来における選択に依存する旨が明記されている（邦訳及び解説として、国立環境研究所 A I Mプロジェクトチーム「I P C C A R 6 統合報告書 S P M 日本語解説資料」〈https://www-iam.nies.go.jp/aim/pdf/IPCC_AR6_SYR_SPM_231110.pdf〉参照）。すなわち、若年者である原告らが主張する将来の権利利益の侵害は、不特定の将来に関する一般論ではなく、特定の出生世代がその通常の生涯の中で現に経験することが科学的に予測される事態に関わるものであり、その事態の程度が現時点の排出に関する選択に依存することまでが、同報告書の示すところである。

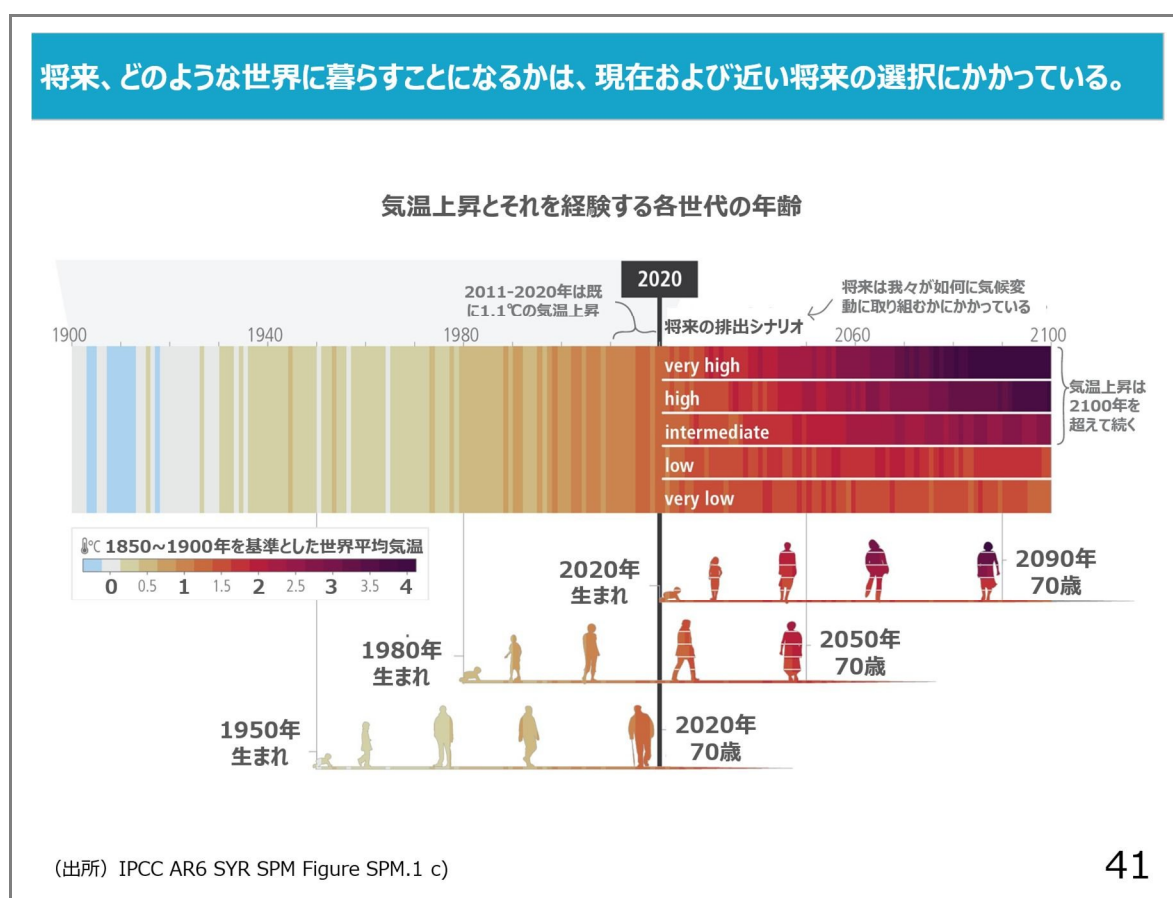


図1 I P C C 第6次評価報告書統合報告書・政策決定者向け要約 図 S P M. 1(c) (出典：IPCC, Climate Change 2023: Synthesis Report, Summary for Policymakers, Figure SPM.1)

3 諸外国の裁判実行——国際規範を私人間の注意義務に反映させる手法

国際規範を国内私法上の注意義務の解釈に反映させる手法は、オランダの裁判例を中心に、既に現実の裁判実行となっている。

- (1) オランダ・ハーグ控訴裁判所は、Milieudefensie 対シェル事件控訴審判決（2024年11月12日）において、シェル社がオランダ民法典6：162条の「不文

の社会的相当性の基準（unwritten standard of care）」に基づきCO₂排出を削減する義務を負うこと自体は明確に肯定した（同判決パラグラフ7．26及び7．27）。控訴裁判所は、この不文の注意義務の内容を、欧州人権条約上の権利、パリ協定の気温目標、国連ビジネスと人権指導原則（UNG P）等のソフトローを含む国際規範に照らして具体化するという第一審（ハーグ地方裁判所2021年5月26日判決）の方法論を維持した（結論として特定の削減率〔45%〕を命じることは差し控えたが、削減義務の存在自体は認めた点が重要である）。これは、国際法・国際準則が「私人を直接拘束しないこと」と「私法上の注意義務の内容を構成すること」が矛盾なく両立することを示す、本件と構造を同じくする先例である。なお、同控訴審判決に対しては原告側から上告がなされ、オランダ最高裁判所に係属中である。学説上、削減義務自体を認めながら具体的な削減水準の設定を否定した点については、責任を認めたことの意義を失わせるものであり、最高裁の判断により正されるべきであるとする指摘もある（檜崎みどり「気候変動訴訟と『ビジネスと人権』」国際法外交雑誌124巻1号（2025年）49頁以下、77頁）。同判決のうち具体的削減率に関する部分は、確定した判断ではない。

（2） オランダ最高裁判所の Urgenda 判決（2019年12月20日）は、国家に対する事案ではあるが、法的拘束力のない国際文書（国連気候変動枠組条約（UNFCCC）締約国会議の諸決定等）や国際的な科学的知見（IPCCの諸報告書）であっても、注意義務の内容を確定する際の「共通の基盤（common ground）」として法解釈上考慮され得ることを明示した。

（3） 欧州人権裁判所の KlimaSeniorinnen 対スイス判決（2024年4月9日）は、締約国の気候変動対策の十全性を人権条約上の義務の観点から審査するに当たり、パリ協定及びIPCCの諸報告書を中心とする科学的知見を解釈の基準として体系的に組み込んだ。

被告神戸製鋼所は、外国裁判例の参照を「各国の法制度の違い等を見放した、あまりにも雑駁な議論」と評する（同準備書面(5)第4・1）。しかし、原告らの引用の趣旨は、外国判決が日本の裁判所を拘束するというものではなく、開かれた規範（不法行為法上の注意義務や人権条約上の権利）の解釈において国際的な科学的知見及び国際規範を考慮するという方法論が、国内裁判所と国際裁判所において共通して採用されていることを示す点にある。学説においても、オランダの裁判例における国際法を国内に受容する（incorporation）手法は、日本で間接適用と呼ばれる、国際法を国内法規定の解釈基準とする手法に相当するとの指摘がある（檜崎みどり「気候変動訴訟と『ビジネスと人権』」国際法外交雑誌124巻1号（2025年）49頁以下、51頁）。日本の裁判所が公害法理の形成過程で諸外国の法

理を参照してきた歴史に照らしても、かかる参照方法自体を「雑駁」として排除することは適切ではない。

4 環境上の利益の要保護性の国際的承認と日本法秩序の制度的特徴

本項では、原告らの主張する生命・身体・健康という被侵害利益の背後にある環境上の利益について、その要保護性が、国際的に、また各国の国内法において、いかに広く承認されているかという事実、及び、その承認の制度的形式において日本法秩序が有する特徴を指摘する。

第一に、国連総会は、2022年7月28日、決議76/300により、清潔で健康的かつ持続可能な環境への権利を人権として認める旨を、賛成161、反対0、棄権8（日本は賛成）で決議した。I C J 勧告的意見も、清潔で健康的かつ持続可能な環境が生命への権利、健康への権利等の多くの人権の享受の前提であることを確認し、環境への権利がかかる人権と環境保護の相互依存性から帰結されるとの解釈を示している（パラグラフ373及び393）。そして、国内法のレベルでは、国連の環境と人権に関する特別報告者の報告書（A/HRC/43/53、2019年12月30日、パラグラフ10ないし13及び附属書II）によれば、同権利は既に2019年時点で150か国以上において法的に承認されており、その内訳として、110か国が憲法上の保護を与え、101か国が国内法令に取り込み、126か国が同権利を明文で定める地域条約を批准している。さらにその後も、たとえば、カナダが、2023年のカナダ環境保護法改正により、健康な環境への権利を法律上明文で承認するなど、憲法上の規定を持たない国においても法律レベルでの明文化が進んでいる。加えて、児童については、児童の権利委員会の一般的意見26（2023年）が、清潔で健康的かつ持続可能な環境は児童の権利の広範な享受にとって必要なものであるとした上で、かかる環境への子どもの権利は児童の権利に関する条約に内在するものであって、同条約が保障する生命・生存・発達（6条）、到達可能な最高水準の健康（24条）、相当な生活水準（27条）及び教育（28条・29条）の諸権利と直接に結びついている、との解釈を示している（CRC/C/GC/26、パラグラフ8及び63）。また同意見は、遊び及びレクリエーションが児童の健康と福祉に不可欠であり、自然界と生物多様性を探索し経験する機会を与えるものであるとした上で（同パラグラフ59）、不安全で有害な環境は休息・遊び・余暇及びレクリエーションに関する同条約31条1項の権利の実現を損なうものであり、気候変動の影響はこの課題を一層悪化させると指摘している（同パラグラフ60）。日本が締結した条約の実施機関による権威的解釈として、若年者との関係では、当該利益の要保護性の承認が条約上の権利の解釈の水準にまで及んでいることを示すものである。

第二に、これに対し日本は、憲法にも法律にも、環境権ないし環境への権利の明文規定を持たず、裁判所も環境権を承認するに至っていない（最高裁昭和56年12月16日大法廷判決・民集35巻10号1369頁〔大阪空港訴訟〕も、環境権に基づく主張の当否には立ち入らないまま、人格的利益の侵害を理由とする損害賠償を認めている）。すなわち、日本は、国際的にみて、当該利益の保護のための明文の制度的経路を欠く少数の国の一つである。この事実自体は、被告らも争わないところと思われる。

第三に、以上の二点から導かれるべき帰結である。日本において明文の環境権規定及び環境に対する権利規定が存在しないことは、日本法秩序が当該利益を保護しないことを意味するものではない。むしろ、明文の経路を欠く制度の下では、当該利益の保護は、人格権及び民法709条という一般条項の解釈を通じて実現されるほかなく、現にわが国の公害訴訟の判例法理は、環境上の利益に関わる生命・身体・健康の侵害からの保護を、まさにこの経路によって担ってきた。したがって、国際規範を考慮要素として民法709条の注意義務の内容を具体化するという原告らの法的構成は、日本法秩序に異質な迂回路ではなく、明文規定を持たない日本の制度設計の下で当該利益の保護が進むべき正規の経路にほかならない。被告神戸製鋼所が指摘する「国際法上の人権」の日本法上の位置づけの曖昧さ（同準備書面(5)第5・3）は、日本の制度的特徴の記述としては理解できるが、それは保護の実現形式に関する特徴であって、国際的にこれほど広く承認された利益の要保護性そのものを否定する理由には転化し得ない。なお、日本の民事法学においても、熱中症による死亡の顕著な増加をはじめとする健康被害の現実化とその可能性の増大を踏まえ、一種の人格権として安定気候享受権のようなものを認めることは可能であるとし、気候変動問題を人権問題として捉える諸外国の判決はこの考え方を支持するものであるとの見解が示されている（大塚直「新たな環境リスク問題と民事法による対応——気候訴訟と環境デュー・ディリジェンス」早稲田法学99巻3号（2024年）177頁以下、187頁）。

5 時間的切迫性の法的意義と司法的救済の位置づけ

被告神戸製鋼所は、CO₂の排出規制に関する判断は「高度に政治的な判断を要し、本来的に裁判所の判断に馴染むものでない」とし、その解決は「国家レベルでの包括的かつ強制力を持った規制」を待つほかないと主張する（同準備書面(5)第5・5）。この主張の当否は、最終的には日本法上の司法権の範囲の問題であり、本意見書の射程を超える。しかし、国際法及び諸外国の法の観察から、その主張の前提に関わる三点を指摘することができる。

第一に、時間的切迫性の法的意義である。I C J 勧告的意見が「利用可能な最良の科学」と認定したI P C C 第6次評価報告書の統合報告書は、「全ての人々にとって住みやすく持

持続可能な将来を確保するための機会の窓が急速に閉じている」こと（確信度が非常に高い）、この10年間に於ける選択や実施する対策が現在から数千年先まで影響を持つこと（確信度が高い）、及び、対応の遅れと温暖化の進行に伴い、実行可能な対応の選択肢の幅そのものが狭まっていくことを示している（同報告書政策決定者向け要約C.1及び図SPM.6（下記図2）。邦訳は、国立環境研究所AIMプロジェクトチーム「IPCC AR6 統合報告書SPM 日本語解説資料」〔https://www-iam.nies.go.jp/aim/pdf/IPCC_AR6_SYR_SPM_231110.pdf〕による。）。この知見の法的含意は、次の点にある。すなわち、救済の判断を将来の包括的立法に委ねて先送りすることは、中立的な時間の経過ではなく、前述2で述べた影響の不可逆性と相まって、現時点であれば保護され得たはずの利益の一部を確定的に失わせる実体的決定として機能する。「規制を待つほかない」との主張は、待つこと自体が有するこの法的コストを考慮に入れていない。児童の権利委員会の一般的意見26も、短期的な緩和措置においては、化石燃料の急速な段階的廃止を遅らせることが累積排出量の増加をもたらし、それにより児童の権利に対するより大きな予見可能な損害をもたらすという事実が考慮に入れられるべきであるとしており（CRC/C/GC/26、パラグラフ98(d)）、遅延それ自体が損害の規模を規定するという同じ構造を、条約実施機関の側からも確認している。

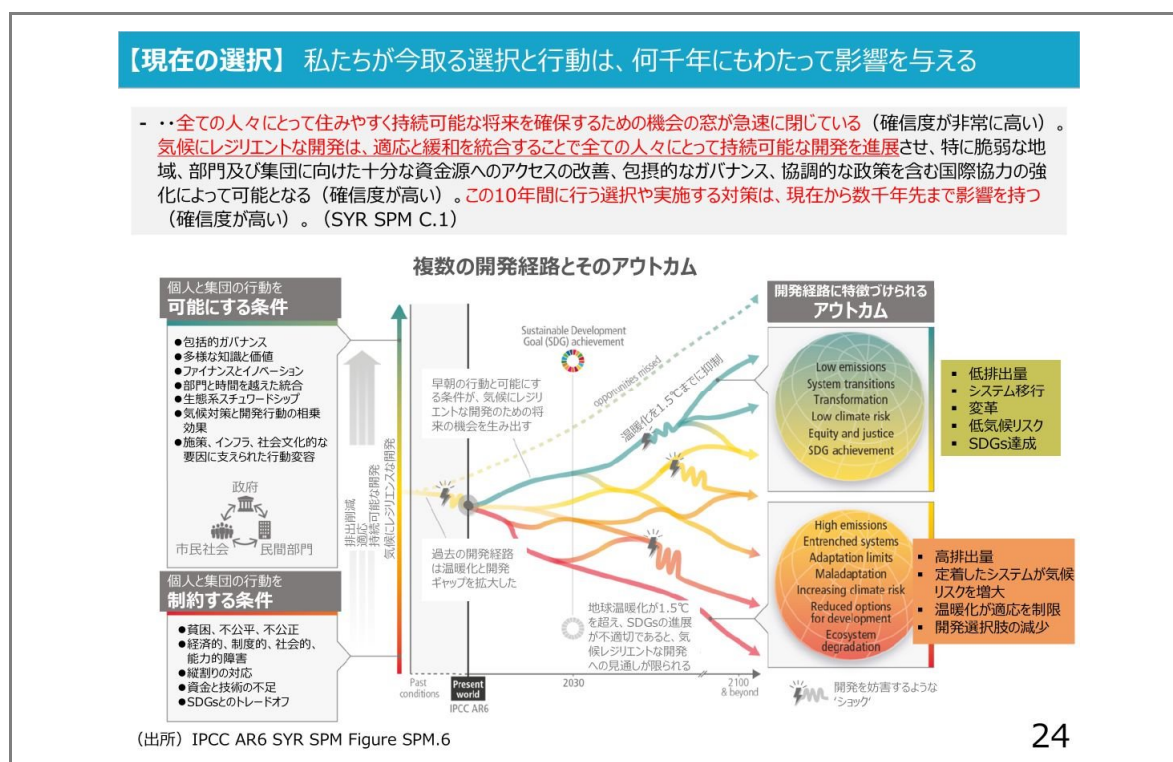


図2 IPCC第6次評価報告書統合報告書・政策決定者向け要約 図SPM.6（出典：IPCC, Climate Change 2023: Synthesis Report, Summary for Policymakers, Figure SPM.6）

第二に、手続的経路の制度的制約である。環境情報へのアクセス、意思決定への参加、及び司法へのアクセスという手続的保障は、諸国の環境権をめぐる議論の中で発展し、リオ宣言第10原則がこれを環境保護における三本の手続的柱として定式化し、欧州等についてはオース条約、中南米・カリブ地域についてはエスカス協定として条約化されるに至ったものである。児童については、前述の一般的意見26が、環境及び気候変動に関する意思決定への子どもの参加を確保し、その意見が考慮された経過を子どもに説明すべきことを、児童の権利に関する条約12条（意見を聴かれる権利）の要請として具体化してもいる（CRC/C/GC/26、パラグラフ26ないし28、特に27）。他方、日本は、オース条約・エスカス協定のいずれの締約国でもない。日本においては、参加の側面では、環境影響評価法に基づく意見提出の機会が規模要件を満たす限られた対象事業についてのみ開かれ、行政手続法上の意見公募手続も命令等の案を対象とするにとどまるなど、環境に関する個別の意思決定への参加を一般的に保障する制度は存在せず、司法アクセスの側面でも、環境団体訴訟のような制度を持たない。前述4のとおり、明文の環境権規定も有しない。すなわち、諸国で環境権をめぐる議論とともに発展してきた手続的保障は、日本の国内法に対応する制度的な受け皿を持たない。かかる制度的条件の下では、三本の柱のうち現に機能し得る経路は司法へのアクセスに集中せざるを得ない。したがって、本件のような請求の司法判断適合性を否定することは、複数の経路のうちの一つを閉ざすことではなく、実質的に残された経路を閉ざすことを意味する。この帰結の重大性は、司法判断適合性の判断において考慮されてよい事情である。

第三に、国内外の裁判例において、気候変動に関する請求の司法判断適合性は、政策形成の問題としてではなく、権利保護の問題として肯定されてきた。Urgenda 事件オランダ最高裁判決は、三権分立を理由に司法判断を差し控えるべきであるとの主張を退け、権利の保護は民主的法治国家における裁判所の本来的な任務であるとした。KlimaSeniorinnen 判決も、法の枠内における司法的介入が民主的過程を代替するものではなく、これを補完するものであることを述べている（同判決パラグラフ411ないし413）。ボネール島気候訴訟判決（前述第2・3）は、対策の手段選択に関する政府の裁量を尊重しつつ、期限を区切った目標の法定及び計画の策定を命じるという形で、政策形成と権利救済の役割分担を具体化した。そして、I C J 勧告的意見それ自体が、気候変動に関する国家の行為は法的義務の問題であって単なる政策的裁量の問題ではないことを、国際社会の要請に応えて司法機関が判断した事例にほかならない。

以上の三点は、日本の裁判所の審判権の範囲を国際法が直接に規律するという趣旨ではない。しかし、I P C C 第6次評価報告書統合報告書が示す時間的切迫性、日本における手続的経路の制度的制約、及び権利保護としての司法判断適合性を肯定する国内外の裁判実

行は、「包括的規制を待つほかない」との被告らの主張の当否を判断するに際して、考慮されるべき事情を構成する。

第5 erga omnes（対世的）義務の意義

被告らは、erga omnes 概念が国家間の責任追及資格に関するものであり、私人が義務主体となることを意味しない旨主張する（被告神戸製鋼所準備書面(5)第4・3、被告JERA準備書面(4)第2・2(2)）。

国際法学の見地から正確を期せば、次のとおりである。第一に、erga omnes とは、バルセロナ・トラクション事件判決（1970年）以来、義務の履行につき国際社会のすべての国家が法的利益を有し、直接の被害国でなくとも責任を追及し得る資格（standing）を認められる義務の類型を指す概念であり、その直接の法的効果が国家間の対世的な義務・責任関係に関わるものであることは、被告らの指摘するとおりである。ICJ 勧告的意見パラグラフ441ないし443も、この文脈で述べられている。この限度で、原告ら第8準備書面における「すべての人（erga omnes）の義務」との訳出が正確性を欠くとの被告神戸製鋼所の指摘には、国際法上の概念の説明としては首肯し得る部分がある。

しかし第二に、ICJ が気候系及び環境の保護に関する義務に erga omnes の性質を認めたことの実質的意義は、単に誰が国際的な訴訟を提起できるかという問題にとどまらない。ICJ がある義務を erga omnes と性格づけるのは、当該義務が保護する利益が、個別国家の利益を超えた国際社会全体の基本的利益であり、その規範としての重要性が国際法秩序において最高度に位置づけられる場合である（バルセロナ・トラクション事件判決が例示したのは、侵略の禁止、ジェノサイドの禁止、奴隷制・人種差別からの保護であった）。気候系保護義務がこの系譜に位置づけられたことは、当該義務の背後にある被保護利益——現在及び将来の世代の生命・健康・生活基盤——の要保護性が国際法上最高度のものと確認されたことを意味する。

したがって、erga omnes の性質の確認は、被告ら私企業を国際法上の義務主体とするものではないが（この点は原告らの構成の正確な理解〔前述第4・1〕からすれば、そもそも必要でもない）、国内裁判所が民法709条における被侵害利益の要保護性及び注意義務の程度を衡量するに当たり、当該利益の規範的重みを示す要素として考慮されるべき事実である。

第6 ICJ勧告的意見における私人の行為の位置づけ（パラグラフ427・428）

被告らは、ICJ勧告的意見が「国家の義務」のみを扱い、私企業の行為とは無関係であるかのように主張する。しかし、同意見の内容を正確に見れば、私人（企業）の排出行為こそが同意見の規律対象の中核に位置づけられていることが明らかである。

第一に、同意見パラグラフ427は、国家が気候系を温室効果ガス排出から保護するための適切な行動をとらないこと——「化石燃料の生産、化石燃料の消費、化石燃料探査許可の付与又は化石燃料補助金の交付を通じたものを含む」——が、当該国家に帰属する国際違法行為を構成し得ることを明示した。ここに列挙された活動（化石燃料の生産・消費）は、まさに被告らのような大規模発電事業者の事業活動そのものである。

第二に、同意見パラグラフ428は、温室効果ガスの排出それ自体が私的主体によって行われる場合であっても、国家は、管轄下の私的主体による排出量を制限するために必要な規制・立法的措置をとる義務を負い、その懈怠につき国家責任を問われ得ることを確認した。すなわち、国際法は、私人の排出行為を「法の空白地帯」に置いているのではなく、国家の規制義務という形式を通じて、私人の排出行為に対する規範的統制を明確に要求しているのである。

この構造から導かれる本件訴訟への含意は、次のとおりである。国際法が国家に対し、厳格な注意義務の水準をもって私的主体の排出の規制を要求している以上、当該私的主体（とりわけ国内排出量の相当部分を占める大規模排出事業者）が、規制の名宛人として国際法上想定される削減水準・削減経路を認識可能な立場にあることは明らかである。かかる規範的環境は、民法709条における予見可能性及び結果回避義務の内容を確定する際の前提事実として、当然に考慮されるべきものである。国の立法が未整備であることは、被告神戸製鋼所が指摘するとおり事実であるが（同準備書面(5)第3・2）、規制の欠缺が私法上の注意義務までも消滅させると解すべき理由はなく、むしろ公害訴訟の歴史が示すとおり、行政的規制の不備を私法上の救済が補完してきたのが日本法の実行である。この点に関連して、規制の欠缺の内実を確認しておく。現行法上、法律で定められた温室効果ガスの排出削減目標は、地球温暖化対策推進法2条の2が基本理念として掲げる2050年までの脱炭素社会の実現（いわゆる長期目標）にとどまり、本件請求に関わる2030年度及び2035年度の中期目標は、法律上の位置づけを持たず、閣議決定される地球温暖化対策計画等において定められているにすぎない。また、排出量取引制度（GX-ETS）も、対象事業者全体に付与される排出枠の総量を管理する仕組みとはなっていない（かかる現行法の状況が立法上の課題を含むことは、国内環境法学においても指摘されている。島村健「脱炭素・エネルギー政策における法的思考の意義・課題」環境法政策学会2026年度学術大会報告要旨参

照)。他方、国内裁判所及び国際裁判所の判断において、中期の削減目標ないし削減経路を法律で定めることが、法的に要求される事項として扱われる例が現れている。前述のノイバウアー決定を受けてドイツの気候保護法は直ちに改正されて中期目標が強化され、韓国憲法裁判所2024年8月29日決定は、2031年以降の削減目標の定量的水準を法定していないことを憲法不合法と判断し(前述第4・2)、KlimaSeniorinnen判決は中間目標の欠缺を欧州人権条約8条違反の一要素とし(同)、ボネール島気候訴訟判決は排出削減目標の法律への組み込みを命じた(前述第2・3)。これらの裁判例において、規制の欠缺は、私人の保護に関わる義務を否定する理由とはされておらず、立法による是正の対象と位置づけられている。シェル事件控訴審判決も、気候問題に重大な寄与をなし、かつ、その対策に寄与し得る力を有する企業は、その義務が事業を行う国の公法上の規制に明示的に定められていない場合であっても、危険な気候変動に対抗するためにCO₂排出を制限する義務を負うと判示している(同判決パラグラフ7. 27)。なお、この理は規制が存在する場合についても同様である。同判決は、EU排出量取引制度や企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令等の既存の気候変動法制は網羅的なものではなく、既存の法制から生じる義務はそれ自体として、個々の企業が社会的注意基準に基づき自らのCO₂排出を削減する注意義務を負うことを妨げるものではないとし(同パラグラフ7. 53及び7. 57)、既存の法制は当該注意義務の内容の判断において考慮されるべき事情になっている(同パラグラフ7. 54。檜崎みどり「気候変動訴訟と『ビジネスと人権』」国際法外交雑誌124巻1号(2025年)49頁以下、51頁注16参照)。規制の存否は、私法上の注意義務が存在するか否かを左右する事情ではないのである。

第7 企業の行為準則としての国連ビジネスと人権指導原則等

被告らは、国連ビジネスと人権指導原則(UNGPR)が企業を法的に拘束しないことを理由に、その考慮を排除する。UNGPRがそれ自体として法的拘束力を有しないことは正しい。しかし、ここでも「拘束力の不存在」と「法的無意味性」の混同がある。

UNGPRは、2011年に国連人権理事会が全会一致で承認した、企業の人権尊重責任に関する世界標準の行為準則であり、日本国政府自身が「ビジネスと人権に関する行動計画(NAP)」(2020年)を策定してその国内実施を推進し、経済産業省「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(2022年)もこれを基礎としている。すなわち、UNGPRの内容は、日本政府の公式政策及び行政実務を通じて、日本企業に対して現に適用されることが期待される行為水準として国内において受け入れられている。かかる規範は、外国法ではなく、日本社会において企業に要求される行為準則の一部

を構成しており、不法行為法上の注意義務の内容を社会通念に照らして確定する際の考慮要素となることに、法理論上の障害はない。前述のシェル事件の第一審・控訴審が、まさに UNGP を不文の注意義務の内容の具体化に用いたことは、この手法が国外の裁判実行においても採用されていることを示すものである。

かかる受け入れの状況は学術的にも確認されている。礪波亜希「『ビジネスと人権』にみるグローバル環境ガバナンスの再構築」環境経済・政策研究 19 巻 1 号（2026 年）59 頁以下は、指導原則を「厳密な法的拘束力はないが何らかの拘束力を持つ」ソフトローと位置づけ、策定過程への企業を含む多様な主体の参加がその正当性を基礎づけていること、2025 年 11 月時点で日本を含む 35 か国が NAP を策定していること、及び日本企業においては人権方針の策定（原則 16）、人権デュー・デリジェンスの実践（原則 17～21）等が既に一般的な取組みとなっていることを指摘する。また同論考は、人権デュー・デリジェンスの一環として気候変動対策に関する「気候デュー・デリジェンス」の実施が企業に求められるとの近時の学説の展開（Macchi, 2021）を紹介しており、指導原則上の企業の人権尊重責任が気候変動に及ぶとの理解が学術上定着しつつあることを示している。また、日本の不法行為法学においても、IPCC により気候変動の人為的原因が「疑いを容れない」とされ、残されたカーボンバジェットが限られていることを前提に、パリ協定及び指導原則を不法行為法の注意義務の解釈に取り込むことにより、大量の温室効果ガスを排出する被告については過失が認められやすくなっているとの指摘がなされている（大塚直「新たな環境リスク問題と民事法による対応——気候訴訟と環境デュー・デリジェンス」早稲田法学 99 巻 3 号（2024 年）177 頁以下、188～189 頁）。かかる指摘は、拘束力ある規範であるか否かにかかわらず規範の内容が注意義務の解釈において考慮され得るという前述の内容と、方向を同じくするものである。

なお、ICJ 勧告的意見が「現在の基準は拘束力のある規範だけでなく拘束力のない規範からも生じうる」と述べた箇所（パラグラフ 287）が国家の義務に関する文脈にあることは、被告神戸製鋼所の指摘（同準備書面(5)第 4・2）のとおりである。しかし、この箇所の趣旨は、注意義務（due diligence）という規範構造においては、要求される行為水準の内容が、法的拘束力ある規範と法的拘束力なき規範（気候変動関連条約の締約国会議の決定、推奨される技術的規範・実行等）の双方を参照して確定されるという、注意義務論一般に妥当する構造を確認した点にある。この構造は、国家の注意義務についてのみ妥当し私人の注意義務については妥当しない、という性質のものではない。むしろ民法 709 条の注意義務こそ、判例上、法令のみならず各種基準・指針・知見を参照して内容が確定されてきた典型例である。

第8 被告JERAによる解説記事（甲A31）の引用について

被告JERAは、作成者が一般読者向けに執筆した解説記事（甲A31）において勧告的意見に「法的拘束力はありません」と記述していることを、I C J勧告的意見が「いかなる主体のいかなる法的義務を発生させる根拠にもなり得ない」ことの論拠として引用する（同準備書面(4)第2・2(1)）。

当該記事の執筆者として、その趣旨を明確にしておく。同記事における「法的拘束力はありません」との記述は、本意見書第2で述べた意味、すなわち勧告的意見という判断形式が判決と異なり名宛人に履行を強制する法的拘束力を持たない、という国際法上正確な内容を一般読者向けに平易に述べたものである。同記事は、その表題（「法の支配に基づく新たな気候変動対策時代の幕開け」）が示すとおり、勧告的意見を「I C Jの権威ある法的見解」と位置づけた上、気候変動訴訟への影響として、1. 5℃目標が法的に重要な水準とされ、各国の削減目標が同目標の達成への十分な貢献を可能にするものでなければならないという質的要件が課されたことにより、「原告の主張は容易になりますし、裁判所の判断基準も明確になります」と明記し、さらに、日本への影響は大きいとして、化石燃料の生産・消費等が国家の義務違反に該当する行為として明示的に言及されたこと、及び、清潔で健康的で持続可能な環境への権利が基本的人権の実効的享受の不可欠の前提であるとの権威ある解釈が日本の裁判所にとって大きな意味を持つことを、明示的に論じている。「法的拘束力がないから法的に無意味である」という趣旨を含むものでは全くない。被告JERAの引用は、記述の一部を文脈から切り離し、執筆者の見解と正反対の結論の根拠として用いるものであって、当該記事の正確な理解に基づくものとはいえない。現に、当該解説は、査読付論考（礪波亜希「『ビジネスと人権』にみるグローバル環境ガバナンスの再構築」環境経済・政策研究19巻1号（2026年）61頁）において、I C J勧告的意見が気候系等を保護する国家の義務の法源として気候関連条約のみならず慣習国際法及び国際人権法を含むことを確認し、気候変動対策の懈怠が国際法上の違法行為となり得ることを示した判断である旨を紹介する典拠として引用されており、勧告的意見の法的意義を積極的に示す文献として受け止められている。

第9 神戸地裁令和5年判決・大阪高裁令和7年判決の援用について

被告JERAは、神戸地裁令和5年判決及び大阪高裁令和7年判決の判示が本件にも妥当すると主張する（同準備書面(4)第3・1(2)）。個別事案における日本法上の当てはめの当否は本意見書の射程を超えるが、国際法の見地から、次の一点を指摘する。

神戸地裁判決は2023年（令和5年）3月20日に、大阪高裁判決は2025年（令和

7年) 4月24日にそれぞれ言い渡されたものであり、I C J 勧告的意見(2025年7月23日公表)及び米州人権裁判所勧告的意見(同年7月3日公表)は、いずれも両判決の言渡し後に公表された。I T L O S 勧告的意見(2024年5月21日)のみが大阪高裁判決に先立って公表されているが、三つの国際裁判所の判断の集積と国連総会決議による承認という法状況は、両判決の後に初めて成立したものである。すなわち、I T L O S 勧告的意見は、国連海洋法条約194条1項の下で要求される相当の注意の水準が、海洋環境に対する深刻かつ不可逆的な損害の高いリスクに照らして厳格(stringent)なものであることを述べ(同意見パラグラフ241。主文パラグラフ441(3)(c)も同旨)、とるべき必要な措置の内容は利用可能な最良の科学と、1.5℃目標を含む気候変動関連条約上の規則・基準を考慮して客観的に決定されるべきものとした(同意見パラグラフ243及び主文パラグラフ441(3)(b))。また、米州人権裁判所勧告的意見は、気候非常事態への対応につき強化された相当の注意の基準を示している(同意見パラグラフ225ないし237参照)。したがって両判決は、国家の防止義務・注意義務の水準、1.5℃目標の法的地位、及び排出行為と気候損害の法的因果構造に関する三つの国際裁判所の軌を一にする権威的判断を考慮する機会を持たなかった。国際法及びこれに関連する科学的・規範的知見の状況が判決後に実質的に変化した場合に、先行判決の射程をそのまま及ぼすことが相当かどうかは、慎重な検討を要する。とりわけI C J 勧告的意見は、個々の排出行為と気候損害の関係について、排出源が多数かつ累積的であることが法的責任の判断を妨げるものではないことを、国家責任の文脈においてではあるが明確に述べており(パラグラフ429)、「個々の排出源の寄与は被害と直接的な関係がない」との論理構造に対する国際法上の評価は、両判決当時とは異なる段階にある。

加えて、日本の裁判所自身が、この利益の承認可能性を将来の情勢変化に開かれたものとして扱ってきたことも指摘できる。本件被告神戸製鋼所の発電所をめぐる環境影響評価書確定通知取消訴訟の控訴審判決(大阪高裁令和4年4月26日判決。最高裁令和5年3月9日決定による上告棄却・上告不受理により確定)は、CO₂排出に係る被害を受けない利益に関する原告適格を否定するに際し、「今後の内外の社会情勢の変化によって、CO₂排出に係る被害を受けない利益の内実が定まってゆき、個人的利益として承認される可能性を否定するものではない」と明示的に付言している。三つの国際裁判所の勧告的意見の集積、国連総会決議による承認(前述第2・4)、及び諸外国の裁判実行の展開(前述第4・3)は、ここでいう内外の社会情勢の変化に関わる事情を構成し得るものである。

第 10 結論

以上のとおり、被告らの準備書面における国際法上の主張は、①「法的拘束力の不存在」と「法的意義の不存在」の混同（I C J 勧告的意見につき前述第 2、国連ビジネスと人権指導原則につき前述第 7）、②慣習国際法が日本法秩序の一部であることの看過、③原告らの間接適用構成に対する「直接適用」批判という争点の取り違い、④*erga omnes* 概念の実質的意義の過小評価、及び⑤ I C J 勧告的意見パラグラフ 4 2 7・4 2 8 が私人の排出行為を規律対象の中核に置いていることの看過、という点において、国際法学の確立した理解と整合しない。加えて、「国際法上の人権」の日本法上の位置づけの曖昧さに関する被告らの指摘は、明文の環境権規定を持たない日本の制度的特徴の記述であって、国際的に広く承認された利益の要保護性を否定する理由には転化し得ず（前述第 4・4）、司法判断適合性を否定する被告らの主張は、I P C C 第 6 次評価報告書統合報告書が示す時間的切迫性、及び日本における手続的経路の制度的制約という、その当否の判断において考慮されるべき事情を考慮に入れていない（前述第 4・5）。また、被告らが援用する神戸地裁令和 5 年判決及び大阪高裁令和 7 年判決の射程を本件に及ぼし得るか否かは、その後の法状況の変化——三つの国際裁判所の勧告的意見の集積及び国連総会決議による承認——を踏まえて判断されるべき問題である（前述第 9）。

I C J 勧告的意見をはじめとする三つの国際裁判所の軌を一にする判断は、日本の裁判所を法的に拘束するものではない。しかし、それらが確認した規範の内容——利用可能な最良の科学に基づく予見可能性、1. 5℃という主たる気温目標の法的地位、厳格な注意義務の水準、化石燃料関連活動の規律対象性、影響の不可逆性及び世代間衡平を含む時間的考慮、並びに被保護利益の最高度の規範的重み——は、民法 709 条に基づく注意義務の内容及び違法性を判断する日本の裁判所にとって、考慮することが法的に正当であり、かつ、考慮しないことの説明がむしろ困難な、権威的参照基準を構成するものである。現に、ボネール島気候訴訟判決（前述第 2・3）にみられるとおり、これらの判断を国内裁判所における法的基準の確定のために参照する実行は、既に始まっている。

以上

意見作成者

久保田 泉（くぼた・いずみ）

国立環境研究所社会システム領域主幹研究員

2002 年 4 月、国立環境研究所社会環境システム領域 NIES アシスタントフェロー。その後、研究員、主任研究員を経て現職。国際環境法、中でも、気候変動に関する法政策を専門とする。2004 年 3 月、学習院大学大学院法学研究科法律学専攻博士後期課程修了、博士（法学）学習院大学 取得。

2002 年以降、気候変動枠組条約締約国会議に計 24 回参加（2002 年から 2007 年は、日本政府代表团随員の一人として、2008 年以降はオブザーバーとして参加）。2022 年公表の気候変動に関する政府間パネル（I P C C）第 6 次評価報告書第 3 作業部会報告書においては、第 14 章（国際協力）の代表執筆者（Lead Author）を務めた。国際環境法に関する著書・論文として、以下がある。

・ Patt, A., L. Rajamani, P. Bhandari, A. Ivanova Boncheva, A. Caparrós, K. Djemouai, I. Kubota, J. Peel, A.P. Sari, D.F. Sprinz, J. Wettestad (2022) "International cooperation." In: IPCC, Climate Change 2022: Mitigation of Climate Change (WGIII, AR6), Ch.14. Cambridge University Press. doi:10.1017/9781009157926.016

・ Fujimori, S., Kubota, I. et al. (2017) "The Effectiveness of the International Emissions Trading under the Paris Agreement." Post-2020 Climate Action: Global and Asian Perspective, Springer, 65-75.

・ 久保田泉（2018）「国際／各国／サブナショナルの各レベルにおける適応策及び適応支援策の現状と課題」．環境法政策学会誌（商事法務）, (21): 50-61．など多数